

マタニティタクシー利用助成制度 Q & A 集

【制度について】

Q. 1 制度の概要は？

A. 1 妊産婦の方が妊婦健診や出産に伴う入退院時にタクシーを利用した際の料金の一部を市が助成する制度です。

Q. 2 いくら助成してもらえるの？

A. 2 タクシー料金の実費分を助成します。

ただし、利用1回につき最大2,000円、1回の妊娠期間中の助成上限は20,000円です。

(双子・三つ子を妊娠中でも上限金額は変わりません。)

【助成対象について】

Q. 3 どういったタクシー利用が助成の対象になるの？

A. 3 妊産婦の方が妊婦健診や出産に伴う入退院時に利用したものが対象です。退院時のお迎え等に親、パートナー等が利用したタクシー料金については助成の対象となりません。

Q. 4 出産後、先に母が退院し、後日赤ちゃんが退院した場合は、対象になるの？

A. 4 お母さんの退院時は対象となりますが、赤ちゃんのみの退院時は対象となりません。

Q. 5 産後1か月健診、3ヶ月健診は対象になるの？

A. 5 対象となりません。

Q. 6 歯科受診や流山市で行っている妊婦対象の歯周病検診は対象となるの？(健康増進課では、妊婦対象に500円で受けられる歯周病検診を行っています。)

A. 6 対象になります。

Q. 7 出産前の母親教室等（流山市主催のハローベイビー含む）に参加するためのタクシー利用は対象になるの？

A. 7 対象となりません。

Q. 8 買い物でタクシーを利用した場合は対象にならないの？

A. 8 買い物の場合は対象になりません。

Q. 9 迎車料金や深夜料金は助成対象になるの？

A. 9 対象になります。

Q. 10 目的地が市外でも助成の対象になるの？

A. 10 対象になりますが、助成対象となるタクシー事業者である必要があります（市HPに助成対象となるタクシー事業者を掲載）。

Q. 11 どのタクシー事業者を利用しても助成してもらえるの？

A. 11 利用できるタクシー事業者には制限があります。

市HPに助成対象となるタクシー事業者を掲載していますのでご参照ください。

【申請について】

Q. 12 利用するにはどうしたらいいの？申請期限は？

A. 12 母子健康手帳の交付を受けてから1年以内に、申請書を流山市まちづくり推進課窓口又は郵送で提出してください（各出張所での提出も可能ですが、記載内容の確認等はその場ではできません）。

Q. 13 申請は本人がする必要があるの？

A. 13 代理でも大丈夫ですが、申請書に自署又は押印が必要なところがありますので、ご注意ください。

Q. 14 (制度利用時) タクシーに乗るときの注意点は？

A. 14 タクシー利用後、降車時にレシートを受け取ってください。
(申請に必要です。)

※レシートの写しで申請可能なため、**領収書の発行は受けなくても結構です。**

※アプリ等で配車した場合は、領収画面及び利用したタクシー会社がわかるスクリーンショットでも申請可能です。

【その他について】

Q. 15 レシートを失くしてしまった場合は、助成を受けられないの？

A. 15 レシートを紛失されてしまうと、利用日時と金額が確認できなくなるため、助成を受けられなくなります。ご注意ください。

Q. 16 その場で割引できないの？

A. 16 タクシー乗車時には割引はできません。領収書(レシートや領収画面のスクリーンショット)を受け取り、後日市に申請すると、助成額が支払われます。

Q. 17 マタニティタクシーは普通のタクシーと何か違いがあるの？

A. 17 設備等含め通常のタクシーと変わりありません。
(各社で独自にご用意いただいている備品等がある場合もございますので利用する事業者にお問い合わせください。)

Q. 18 タクシー乗降時に運転手に介助をしてほしい。

A. 18 運転手が御利用者様に接触することは原則できません。
なるべく自力で乗降していただきますようお願いいたします。

Q. 19 母子健康手帳の交付日が分かりません。

A. 19 流山市保健センターに直接連絡し、ご確認下さい。
※流山市以外の自治体で母子手帳が発行されている場合は、発行された自治体に確認いただく。